

議員提出第十六号議案

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年八月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が今月一日に施行され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。政府はこの三年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられるほか、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（二〇〇五年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が〇・九パーセントと他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、国会及び政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進及び買い取り制度の実効性確保のため、次の事項について、十分な環境整備を図るよう強く求める。

- 一 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
 - 二 買取価格・期間の設定について、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
 - 三 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月四日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
財務大臣 安住淳殿
経済産業大臣 枝野幸男殿